『千頃堂書目』と『明史藝文志』稿

井上進

はじめに
一　王重民「千頃堂書目考」
二　舊鈔殘本『明史藝文志』
三　『明史藝文志』稿から『千頃堂書目』へ
四　『千頃堂書目』の成立

はじめに

明一代の藝文を志した目錄として、黃虞稷『千頃堂書目』の名はあまりに有名であろう。あれこれ問題はあるにせよ、「焦竑が『國史經籍志』は旣に誕妄にして憑となすに足らず、傅維鱗が『明書經籍志』、尤侗が『明史藝文志稿』は尤も冗雜にして緖なく、明一代の著作を考うる者、終にこの書を以て據るべしとなす」という『四庫提要』の言は、今なお定論と謂ってよい。だがそれほど重要な目錄でありながら、この書の何たるかは、實のところ頗る曖昧なのである。『千頃目』とはいつ頃著されたものなのか。またこれが家藏目錄ではなく、知見を記したものであることは明らかだが、では一體何のためにこの樣な目錄を著したのか。それは黃氏が明史館に入り、『明史藝文志』稿の纂修を分擔したこととどう關係するのか。別の言い方をすれば、黃氏が著した『明史藝文志』稿、以下では概ね『黃志』と略稱する、と現在通行する

『千頃目』の關係はいかなるものなのか。これらの諸點につき、近代以來の研究はすべて想うに、蓋し、の回答しか與えていない。

『千頃目』の成立過程を明らかにするというのは、確かに困難なことであった。なぜなら肝心かなめの史料、『黃志』を見ることができなかったからである。『黃志』は盧文弨がこれを利用した後、僅かに莫友芝が見ていたらしいのを除き、(1)杳として行くえが知れなくなった。『千頃目』と『黃志』の關係を考えるという時に、兩者を實際に比較できないのであれば、結論が想うに、蓋しとなるのは當然であろう。だが實のところ、『黃志』は決して完全に佚亡してはおらず、その過半はなお現存しているのである。本稿は要するに現存する『黃志』の檢討を通じ、『千頃目』の成立過程に關する通說、ないしは定說に異論を倡えようとするものである。

一　王重民「千頃堂書目考」

『千頃目』に關する今日的な研究は、恐らく王重民の「千頃堂書目考」（一九五〇）(2)をもって嚆矢となすのであろうが、この王氏の論文は最初のというだけでなく、最高のものでもあって、これを超える作品は今なお出現していない。『千頃目』につき王氏以後に著された論文は、そもそも寥々たるものであるし、しかもそれらは王氏論文を積極的に引用、檢討、批判することのないまま、事實考證においても論旨においても、基本的には王氏が述べた所を出ない。(3)實際、王氏の論文は『千頃目』の撰者黃虞稷の小傳に始まり、黃氏が明史館に入って藝文志纂修を分擔した經緯、『黃志』から王鴻緒『明史稿』藝文志への變遷、『黃志』と『千頃目』との關係、更に黃氏の活動に觸發されて起こった宋、遼、金、元四朝經籍志を補う運動までを詳述し、はなはだ周到なのである。だがそうではあっても、これですべてが解決された、というわけではやはりない。

王氏の論文で最も疑問があるのは、『黃志』と『千頃目』の關係を論じた部分である。むろんこれは、『黃志』を見た

後だからこそはっきりそう言いうるのではあるが、王氏の敍述だけに卽して考えてみても、それが十分に說得的でないことは確かである。王氏は兩目の關係を考えるに當たって、まず『黃志』の內容を探るべく、朱彝尊『經義考』と吳騫過錄盧文弨校本『千頃目』[4]の二書に注目した。『經義考』には往々にして黃虞稷の言葉が引かれているが、それは王氏の考證する通り、まず間違いなく『黃志』に據ったものであるし、盧校というのも彼が朱奐（文游）藏本『黃志』に據って、その異同を備錄したものだからである。

『經義考』と『千頃目』を對照して見てみると、前者に黃氏の言を引いて著錄する書には、まま後者に見えぬものがある。易類を例に取れば、葉儀『周易集解』、歐陽貞『周易問辨』、張廷芳『易經十翼章圖蘊義』三書の如きがこれである。ここで盧校を見るに、この三書はすべて朱文游藏本『黃志』に著錄されるといい、その注も文字にやや出入があるものの、基本的には『經義考』引黃說に一致する。つまり朱氏曝書亭藏本と盧文弨の用いた朱文游藏本の兩『黃志』は確かに同一の書であり、且つそれは『千頃目』と完全には一致しない。『黃志』と『千頃目』は「同一人の著したものであり、しかも內容は九九パーセントまで同じ」なのであるから、兩者の相違は成書の前後によって說明されることとなろう。ではどちらが前で、どちらが後なのか。言うまでもなく『千頃目』が前で、『黃志』が後である。なぜなら右に擧げた三書は當然『千頃目』にも著錄されて然るべきであるのに、實際はそうなっていない。つまり『千頃目』は初稿、『黃志』は增訂稿だと「確定」できるわけである。

王氏のこの論證は、もし『黃志』と『千頃目』が確かに「同一人の著したものであ」るのなら、より端的に言うと今本『千頃目』が黃氏自らの責任で編定されたものであるなら、成功していると認められよう。それだけではない。王氏は自らの主張をより確かなものとすべく、更に『千頃目』著錄の曾堅『詩義大鳴錄』を取りあげる。[5]『千頃目』の注によれば、曾堅は「吳江の人、もと元の禮部員外郎たり。……宣德中、歷官して雲南左布政使たり」というが、これはいささか怪しむべきである。洪武元年から宣德元年までは五十八年、すでに元の禮部員外郎だった者が、それより六十年もたって

なお官に在った、とは考えにくいからである。果たして『經義考』は黄說を引いた上で、更に按語を加えてこう言う。曾堅には臨川の人と自稱した文章があるし、またそこには「余ふたたび使事をもって海を航り慶元洋に出ず」とあるが、これは至正中のこととと見るべきである。黄氏が吳興の人で宣德初なお存命であったというのは、「度るに別に據る所あらん」と。實のところ朱文游藏本『黄志』は、曾堅を元人李公凱の次に置いており、はっきり元人だとしているのである。上述した所から考えて、これは當然『千頃目』が誤りで『黄志』が正しいに違いなく、そうだとすれば『千頃目』が初稿、『黄志』がその改訂稿となるのは無論のことであろう。

『黄志』が『千頃目』の改訂稿だとするこの考證は、殘念ながら精確なものではない。まず『黄志』は曾堅を元人としていて、これが正しいという點だが、なるほど盧校には「『黄志』、元人曹居貞（王氏が李公凱とするのは偶誤なるべし）の後に在り。注に云う、字は子白、臨川の人、至正十四年の進士、官は翰林直學士と。この注と同じからず」とあるし、曾堅の元人たることは錢大昕も強く主張する所(6)、確かにその通りだろう。しかしながら、「曾堅一條の注は『明志稿』（『黄志』も『千頃目』も同じだが、同じくないのは『明志稿』が曾堅を元代李公凱の後に置き、『千頃目』は明代張洪の後に置いている、という點である。黄氏は後になって『明志』を編纂する際、曾堅を明代から元代に移した、と吳騫が言っているのは正しいに違いない」という王氏の主張、これは明らかにおかしい。

王氏はなぜか引用しないが、盧校引『黄志』の注は『千頃目』のと全く異なり、曾堅をはっきり元人だとしている。ところが『經義考』引黄說は『千頃目』の注と同じであるし、且つ『經義考』は曾堅の書を卷一一一ではなく卷一一二に、卽ち元人ではなく明人のものとして著錄している。つまり曝書亭藏本『黄志』は、曾堅の位置もその注も、『千頃目』と同樣だったに違いないのである。これは朱文游藏本と曝書亭藏本に相違があった、ということなのであろうか。そういう可能性は確かにある。だが王鴻緒『明史稿』、および欽定『明史』藝文志が曾堅の書を著錄していることからすれば、少なくとも黄氏が史館に提出した清稿本は『千頃目』と同樣だったはずだし、また盧文弨『補遼金元藝文志』が曾堅の書を

著錄していないのも如何なることであろう。盧氏『補志』は、その引に自ら言うごとく、『黄志』を藍本としたものなのに、である。結局、ここの盧校引『黄志』が本當に『黄志』なのかどうかは頗る疑わしく、盧校かあるいはこれを過錄した吳騫かに何かの間違いがあるのでは、などとも想われるのであるが、いずれにせよ王氏の論證が十分でないこと、これは確かだろう。

王氏の言う所にはまだ續きがある。まずは吳騫も王氏と同樣の見方をしているということ。吳氏は自らが入手した杭世駿舊藏本『千頃目』と盧文弨校本を比較し、杭氏本は「なお漏略多く、疑うらくは俞邰（黄氏）の初稿たらん」とする一方、盧校本は「書既に詳しきを加え、且つ序目多し、是れ史局增修の本たるに似たり」という。(7) つまりこれは王氏が最初に行なった論證と同じ趣旨であって、『黄志』の方がその內容に「詳しきを加え」ているから增訂本、というわけだが、この樣な主張が成立するには、すでに述べた通り、前提條件がいるのである。

最後は盧文弨說の紹介とこれに對する反論。『拜經樓藏書題跋記』三「千頃堂書目跋」には盧氏がその弟に與えた書が引かれており、そこにこう云う、「黄俞邰に『明史經籍志』原稿ありて、體例やや好し。今の『千頃堂書目』は乃ちこれより出ず。增添はなはだ多しと雖も、而れども雜亂序なく、是れ賈客の帳簿なるのみ」と。更に盧氏はその「題明史藝文志稿」（『抱經堂文集』七）でこう云う、「外閒傳えて『千頃堂書目』あり、この志と大致あい同じきも、またまま移易あり。然れども今の書はただ是れ書賈の爲る所なるのみ。郡縣の志はほとんど載せざる所なく、……小注はまた鈔胥に意に任せて刪減され、ますます『黄志』の舊を失す」と。盧氏の言は王氏の說を眞向から否定するものだが、これに對し王氏は言う。盧氏の弟に與えた書は早い時期に書かれたものらしく、その時には『千頃目』は『黄志』に出る、と考えていた。ところがやや後に「題記」を作った時には、『千頃目』が『黄志』に出るとはもはや言わず、單に「まま移易あり」とか「ただ是れ書賈の爲る所なるのみ」としか言わなくなった。なお盧氏は一貫して『黄志』の方が『千頃目』より「體例やや好し」と認めているが、それは『黄志』が校正を經た定稿であるからで、だからこそ黄氏が個人の名義で發表した

『千頃目』に優っているのである、と。

盧文弨は『黄志』を親しく見た人であり、「彼の言うことは當然最も信ずべきである」、王氏は今本『明史稿』および『明史』藝文志と『黄志』との關係を論じた際そう言った。ところがここでの王氏は、あたかも自らの言葉を忘れてしまったかの如く、ほしいままに盧氏の言う所を無視して怪しまない。盧氏の弟に與えた書が早い時期に書かれたものかどうか、それは然るべき證據がない以上、何とも言えぬことであろう。また『千頃目』が『黄志』から出たという盧氏の見方は、「題明史藝文志稿」にもはっきり述べられていて、考えが變わった點などもともとありはしない。『千頃目』に「ま ま移易あり」とは、『黄志』が「書賈」「鈔胥」の手を經て『千頃目』になったということだし、更に「ますます『黄志』の舊を失す」とあれば、その意は十二分に明らかではないのか。

『千頃目』初稿説を成立せしめる根據は、結局のところ『黄志』が『千頃目』に見えぬ書を著錄している、つまり『黄志』の方がその內容において詳細らしい、という一事に盡きよう。だが盧文弨によれば、『黄志』に據って『千頃目』を校補しうるのは、「書賈」「鈔胥」らによる「移易」「刪減」のためであるし、また單純に著錄される書の數を比較するなら、むしろ『千頃目』の方こそ「增添はなはだ多」いという。正しいのは盧氏なのか、それとも王氏なのか。「蓋し」で言うなら、盧氏の「言うことは當然最も信ずべき」なのだが、この「蓋し」を實證するには、やはり『黄志』を見てみなくてはならぬだろう。もはや失われたと考えられている『黄志』、それはどのような書なのであろうか。

なおここで附言しておけば、謝國楨は一九八二年、當時はまだ出版豫定書であった校點本『千頃目』の紹介を『文匯報』に載せ、『千頃目』の成立過程につき次の様に述べたという。卽ち、かつて黄虞稷は『明史』纂修事業に加わって藝文志を著したが、『明史』は「彼の原稿をあまり採用せず、しかも編輯は頗る粗略であった。虞稷は江南に歸り南京に寄居した後、門戸を閉ざして隱遁し、一生の精力を傾注して『千頃堂書目』三十二卷を完成させた」と。(8) この謝氏の一文は、固より本格的な考證論文などではなく、黄氏の事蹟に關する敍述も正確とはいえない。黄氏の藝文志稿を『明史』が

あまり採用せず、編輯も頗る粗略であったというのは、王鴻緒『明史稿』以後について言えばその通りであるが、黄氏在世中の話としては奇妙である。というのも當時、黄氏の藝文志稿を刪改した『明史』藝文志など、影も形もなかったからである。また黄氏が「江南に歸り南京に寄居」したというのも事實ではない。黄氏が南京に寄居していたのは父の代からだし、康熙二十九年二月、徐乾學に隨って北京を辭したその後の行き先は、徐氏が蘇州太湖に開いた包山書局であった。更に南歸後「一生の精力を傾注」して『千頃目』を完成させたというのも、包山書局での彼が病をおして『一統志』編纂につとめ、三十年「七月、舟を買いて江寧に歸り、四日にして家に卒」したことからすれば、とても成立しうる話ではあるまい。(9) だが謝氏が『千頃目』の成書を『黄志』の後に置いている點、これはたぶん盧文弨の說に影響されたもので、もしそうだとすれば、謝氏は例外的に、というか管見の限りでは唯一、盧氏の主張を自說に取り入れた人となろう。

二　舊鈔殘本『明史藝文志』

京都大學附屬圖書館には、欽定『明史』藝文志とは異なる『明史藝文志』という書が收藏されている。『京都帝國大學漢籍目錄史部第二』（一九三八）別史類に「存三卷、清闕名撰、鈔本」として著錄される八册がこれで、存卷で記されている通り不全である。現存の首册を開けると卷端にまず「明史藝文志」という書名、第二行に低一格で「史部」とあり、第三行からは「史之類十有八」云々という小引、第八行に十八類の首たる「國史類」の標目、その次行から「太祖高皇帝實錄二百五十七卷」に始まる本文となる。以下、各類の末に「補宋（遼、金、元）」の項があり、各々宋遼金元四朝の書を著錄し、一類が終わると葉を改める。第四册が子部の首、第七册が集部の首、子集二部の卷頭も史部と同形式に書名や小引あり。つまり帝大目の「存三卷」とは、史子集三部を存するという意に相違ないのだが、但し集部は完全でなく、後半の若干部分を缺いている。というのも、集部は本來「制誥類」より「制擧類」に至る八類のはずだが、現存するのは第四「別集類」の途中、「以上帝后」「以上宗藩」「以上洪武（建文、永樂……）」とまとまりに從って行末にある注記の「以上

正德」までだからである。

ついで鈔寫の様相などだが、この本は全册無格の竹紙をもって寫され、書口にも書名や葉數などは記されない。行款は毎半葉十四行行廿四字注雙行。鈔手は二人、史部が一で字蹟は工整、子集二部がまた一で字蹟やや拙、とはいえ史部と同様に楷字でしっかり寫されており、潦草といった感じはない。實際、この本の鈔寫は頗る細心に行なわれており、そのことは一字の左右偏旁だけといったものを含む剜補がまま見られること、全書を通じ、史部の鈔手が行間や行下の空處に多くの追記を行ない、また子部儒家類の二葉、類書類の一葉を補入していること、更に二人の鈔手とは異なる字蹟の追記が僅かながらも見られること、にはっきり現われていよう。

また鈔寫の細心と言えば、避諱についても然りである。この本の避諱は一般の鈔本よりはるかに嚴密なもので、乾隆以下の帝諱はすべて本字のままである一方、康熙、雍正帝諱は例外なく完全に避けられているし、夷、虜といった文字もやはりすべて別字、もしくは別體に改められているのである。ただ、確かに細心に鈔寫されたこの本、譌誤絶少の精寫かと言えば、實はそうでもない。字蹟そのものは頗る工整な史部においても、例えば健字が亻に從っていたり、憤を僨と作ってみたり、あるいはそもそも書名の藝字からして草かんむりの下を執に作っていたりと、奇妙な字や無意の誤字がまま見られ、とてもではないが學者の寫したものなどではない。本文に脫漏なきを期して追記を厭わず、字句の訂正には塗改ではなく剜補などという面倒な、しかし見た目にはきれいに仕上がる方法を用い、且つ避諱には十分、敢えて言えば神經質なまでに注意を拂い、しかも奇態な誤字などを平然と記して怪しまぬこと、これはどういうことなのか。恐らくそれは、この一本が官府の鈔胥により、然るべき地位の官僚に供すべく鈔寫された、そういうことを意味しているのであろう。

なおこの本に見られる批校と藏印につき附言しておくと、兩者ともに特記するようなことはない。この本の批校というのは、例えば史部故事類「鄭汝璧皇明臣謚類抄二卷」條下に「功臣封考八卷、明史有此書、今添入」とあり、子部儒家類の「留耆留子九篇、（原注）字若愚、……明初隱居著書」という條に「明史有劉若愚」などと記されるのがこれだが、こ

の二例など全く無意味なものと謂ってよかろう。『明志』の「功臣封考」について言えば、この書にも「類抄」の少し前に鄭氏「功臣封爵考八卷」がちゃんと著錄されているし、また明初留姓の士人と明末劉姓の宦官では風馬牛あい及ばずである。この本の批校がすべてこれと同程度、というのではないものの、とにかくそれは「校」というに値しないし、「批」の方も別段のことないのである。また藏印について言うと、現存の八册に見えるのは京大のもののみ、ただ受け入れ印に「明治三四・七・二八購入」とあることから、京大への入藏時期が確定できる、というだけである。

どうも官府から出てきたらしいこの本、その鈔寫年代はいつ頃なのであろうか。避諱情況からして雍正中の鈔寫、とは固より容易に推定しうる所だが、この避諱をもう少し詳しく見てみると、それはたぶん雍正初年、まず雍正二年以前のようである。というのも、この本は儀眞を儀徵と改めず、また丘字も避けていないからである。儀眞が儀徵と改められたのは雍正二年、孔子聖諱をも避けるべしとの上諭頒發は雍正三年、(10) もしこの本が雍正二、三年以後に鈔寫されたものであるなら、その嚴密な避諱ぶりから考えて、これらも當然避けられていただろう。

雍正初年の鈔寫という推定は、この本の避諱が嚴密なことは閒違いないものの、その形式においてはなはだ不統一だ、という事實からも支持されよう。そもそもこの本の避諱は、鈔手によって、卽ち史部と子、集二部でその形式に違いがあるし、更に兩者の內部においても統一がはかられていない。まず史部の玄字は、偏旁のそれも含めて末筆を缺くのを通例とするが、「章文毅公年譜」條の注では「章倫子……元（玄）應編」と元字を用いているし、また「王淸獻公神道碑」の撰者歐陽玄は、字を以て歐陽原功と記される。更に夷字にしても、最初の方は裔、彝を用い、途中から尸となるといった具合で一貫していない。雍正帝諱はと言うと、胤字は末筆を缺き、禛の嫌諱、眞は避けず。ただこれにも張佳胤をその號でもって張居來（正しくは崌崍）と記し、「光宗眞皇帝實錄」を「貞皇帝」と記す例外がある。

子、集部の玄字は元、胤字は嗣、夷字は尸とするのが通例。但し明の藩王の胤字行については廕字を用い、更に胤字を名に含む人物の場合、字號で記してこれを避ける、といった例もいくつか見られるし、また偏旁の玄字は避けていない。

こうした避諱形式の不統一は、康熙年間には規制が比較的緩やかであり、統一的な避諱形式の規定が存在しなかった、少なくとも徹底されていなかったこと、また雍正帝が諱字を頒行しなかったらしいことが關係しようが(11)、しかし避諱をきびしく要求した雍正期に入ってある程度の時間が經過すれば、官府などでは自ずと慣例が成立し、はなはだしい不統一は解消されていこう。つまりこの本は、そうした慣例が成立する以前に鈔寫された、と考えられるわけである。

雍正初年に鈔寫されたらしい『明史藝文志』と言えば、想起されるのはちょうどその時期に完成、進呈された『明史稿』のことである。『明史稿』の完成と京大藏本『明史藝文志』には、何か關係があるのだろうか。王鴻緒『明史稿』藝文志は、康熙五十四年以後、「徐公の舊志」、卽ち徐乾學の下で黄虞稷が著した藝文志を刪改して定稿とされ、雍正元年四月にはその他の部分もすべて完成、六月に全書が進呈された(12)。そこでこの『明史藝文志』だが、この一本は確かに雍正帝卽位後に鈔寫されたものであるから、これが『明史稿』藝文志編纂のため利用された、という可能性は低いだろう。だが『明史稿』の編纂が終了した時點で、今までは史館の內部資料であった「徐公の舊志」が、その役割を終えて官府外に流出しはじめる、ということはありそうである。もし京大藏本『藝文志』が黄氏『藝文志』稿であるなら、それはやはり『明史稿』完成が契機となって、史館周邊の官僚が胥吏に傳鈔せしめた一本であるのではないか、固より積極的な證據があるわけではないものの、まずはその樣に思われるのである。

京大藏本『明史藝文志』が黄虞稷の『藝文志』稿だということ、これは比較的容易に證明できる。まずは盧文弨が錄出している『黄志』各部小引と京大本の小引の一致。盧氏はその『羣書拾補』中に『宋史藝文志補』を校刊するに際し、この『補』が康熙中編纂の『明史藝文志』稿、卽ち朱文游藏本『黄志』に據るものであることを說明し、ついで倪燦「明史藝文志序」(『黄志』の序、盧氏が倪氏を藝文志全體の撰者とするのは誤り)および『黄志』各部の小引をそっくり卷首に錄したのであるが、この小引と京大本のそれが、僅かに前者の子部第九「醫方類」を後者では「醫家類」としているだけで、他は全く同文なのである。兩者の小引が一致するということは、單にこの部分の文字が一致するというだけでなく、「史之

類十有八、一曰國史類、二曰通史類、三曰……」「子之類十有三、……」「集之類八、……」という全書の分類、構成が一致しているということであり、京大本『藝文志』の『黃志』たることをその大枠において決定づけている、と謂ってよかろう。なお京大本史部の本文は、小引に「九曰故事類、十曰職官類」とありながら、その序次が逆になっているが、これは單なる裝訂の誤りに相違なく、別に怪しむには當たらない。

ついで盧文弨が用いた『黃志』の本文と京大本のそれが一致するということ。すでに述べた通り、盧氏は朱文游藏本『黃志』をもって自藏の『千頃目』と對校したのだが、その校語を過錄している吳氏拜經樓校本『千頃目』と京大本『藝文志』を對照してみると、少許の異同はあるものの、兩者の基本的な一致は疑いえない。例えば史部の冒頭「太祖高皇帝實錄」條について言えば、『千頃目』の注には「建文元年正月、敕修太祖實錄、……至（永樂）九年、帝以……未及精詳、乃命……金幼孜等爲纂修、而命姚廣孝、夏元吉監修、十六年五月、書成進上」とあるのに對し、盧氏が校改した文は「先是、建文元年正月（盧校「黃志作五月」）……金幼孜等爲纂修官、而命姚廣孝、夏元吉爲監修、十六年五月、書成進呈」となっている。ここで京大本を見てみると、この注は「先是、建文元年五月、……未極精詳、……金幼孜爲纂修官、而命姚廣孝、夏元吉爲監修、十六年五月、書成進呈」となっていて、盧校とほぼ一致するのである。京大本の「金幼孜」はむろん字の訛、この下に「等」がないのも脫字らしいが、ただ「未極精詳」句は過錄の遺漏、もしくは盧氏の漏校かもしれない。ともあれ「太祖實錄」條のような例は以下にも枚擧に暇ないほど多く、これを偶合と考えることは絕對に不可能である。

更に本文の一致については、盧校の補錄している書がほぼすべて京大本に見える、という事實もある。盧校の『千頃目』に對する增補は、京大本に缺落のない史子二部で言うと、前者に八十部、後者に三十部ほどあるのだが、このうち史部の「盧忠烈公年譜一卷」のみを例外として、他はすべて京大本に著錄されているのである。拜經樓校本に「此從盧本補」とある例外の一部が京大本の脫漏なのかどうか、所謂「盧本」とは盧氏校本『千頃目』のことであるから、それが必

ず『黄志』を意味するとは限らぬが、たとえこの書の著錄につき不一致があるとしても、盧校が據った『黄志』と京大本『藝文志』の一書たることは、その體例、本文の文字、著錄内容からして、もはや全く疑いを容れまい。

なお盧校と京大本の不一致につき少し考えておけば、これは盧校が過錄されたもの、という點からして當然のことであろう。むろん盧氏の漏校も無くはなかろうし、朱文游本が京大本に相違している點、更には盧氏の意圖的な校改もいくらかはあるらしい。例えば京大本『黄志』と『千頃目』の「談遷國榷一百卷」條を見ると、その注は倶に「字仲木、海鹽人」となっていて異同がないが、盧校はこれを「字孺木、海寧人」と改めているのである。この場合の盧校は、朱文游本に據る校改というより、盧氏自らの知見にもとづく訂正、と見る方がはるかに自然である。また二本の異同については、前に見た「金幼攷」といった字の誤脱以外、例えば『千頃目』には著錄されぬ別集類「永壽王□□東軒詩集」など、二本の著錄に異同があるものの如くである。というのも、この書につき京大本は「一卷」、盧氏の校補は「三卷」とするのだが、一を三に誤ることは少なく、この「三卷」は朱文游本の文字である可能性が高い、と考えられるからである。

二本の異同にちなんで述べておくべきは、京大本にまま見られる文字の挖去である。この挖去というのは、例えば京大本史部雜史類（『千頃目』別史類）の「丁元薦萬曆辛亥京察紀事十卷」の下に八字分、子部儒家類「殷登瀛聖學正脈」の下に十六字分を削った痕が見られるとか、あるいは雜家類「陳雅言天對六篇」の次を一行削って空白にしてある、といったのがこれで、往々にしてその理由を推定できるのである。

丁氏條について言えば、『千頃目』のこの條には「又三太宰傳一卷」の七字があり、殷氏條には「字子登、無錫人、嘉靖壬辰進士、金華知府」という十六字の注があり、また陳氏條の次行には「唐懷德破萬總錄又鉤玄集」の一條があるのだが、これらの文字は、恐らくもとは京大本にもあったに違いない。丁氏條の空白八字分は、「又」字の上を一格空ける京大本の體例からして、ちょうど『千頃目』の七字と合うし、殷氏條も全く同字數、そしてこれら三條はすべて複出とか誤りとか、削られて然るべきだからである。卽ち「三太宰傳」は京大本傳記類に著錄されているし、殷氏條の注は雜家類

「微言辯說」等の條に「字子登、宣城人、嘉靖壬戌進士」云々とあり、また唐氏の書は類書類補元に「唐懷德破萬總錄一千卷（注略）又鈎元集」として著錄される。「三太宰傳」は傳記類に著錄されて當然だし、殷氏の籍貫、登第年は雜家類の注の方が正しい。また唐氏の書も分類、卷數を記すこと、時代から言って、恐らく類書類の方が優れていよう。(13) つまり京大本は、そう大したものでないとはいえ、何ほどかの修訂を經ているわけである。京大本に相當量の追記があることとこの修訂を考えあわせれば、どうもこれは底本とは別の本、訂補された定稿といったもの、によって對校一過したのではないか、などと想像されるのであるが、何にせよ雍正初年の段階で、『黃志』の本文にはもう傳本によって若干の差異が生じていた、ということは大いにありえよう。

盧文弨が見て以來二百餘年、もはや佚亡したと考えられていた『黃志』は、殘本とはいえその過半を存して今に傳わっていた。現存する『黃志』と『千頃目』を對照してみれば、兩者は確かに相似た目錄ながら、その「內容は九九パーセントまで同じ」では決してない。まず分類に少しく異なる點があるし、個別文字の異同もはなはだ多く、何より著錄の出入が著しい。すでに『黃志』に著錄されて『千頃目』に見えぬ書のことは少し觸れたが、實のところ顯著なのはその逆、『千頃目』に著錄されて『黃志』に見えぬ書の多いことなのである。その典型は地理類、ついで別集類、更には儒家類、傳記類についても兩目の著錄數にはかなりの差がある。

まず地理類で言えば、二書以上を「又」で連ねたものをも一條と數え、『千頃目』には二千五百餘條の書が著錄されるのに對し、『黃志』が著錄するのは八百條に滿たない。別集類は『黃志』が「以上正德」までの不全であり、また『千頃目』が撰者の登科年を按じて著錄するのに對し、『黃志』は朝代によって區分するという體例の違いもあって、正確な對比をなしがたいのであるが、とりあえず欽定『明志』に見える書がほぼ共通して著錄される『千頃目』成化以前と現存『黃志』を比較すれば、前者は千七百條たらず、後者は千二百餘條、やはり『千頃目』の方が數百條多い。以下、儒家類、傳記類になると地理類や別集類ほどのことはなくなるが、それでも各々約六百條と四百八十條たらず、六百十餘條と

五百三十條たらず、なお二、三割がたの差が認められるのである。この事實を眼のあたりにすれば、盧文弨が「增添はなはだ多」いと言ったのも、それが確かに「增添」なのかどうか、つまり『千頃目』の成書が後に在るのかどうかは後に見るとして、なるほどと頷けよう。

この外、ここで述べておくべき『千頃目』と『黃志』の相違としては、體例にかかわるものとして類書類における叢書子目の問題、および宗室別集の問題、くらいを擧げておけばよかろう。叢書子目の問題というのは、『千頃目』は『黃志』にない「梅純續百川學海」以下十一種の叢書を著錄しているのだが、そのうちの「司馬泰文獻彙編」以下六種については、子目をすべて列記している、ということである。(14) このようにした所以は、恐らくそれらが世に行なわれていないためだと思われるが、それにしても特定のものについてのみ子目を記す、とは中途半端だし、また八種の子目だけでも適園叢書本で二十五葉、且つその內容は基本的には元以前の著作と複出であれば、これはやはり體例の混亂、冗雜と謂われても仕方あるまい。もう一つ、宗室別集の問題というのは、『黃志』が宗室の集を「宗藩」として一括し、「洪武」の前に置いているのに對し、『千頃目』では帝后の後に藩王の集を置き、「洪武」より「崇禎」が終わった後、改めて諸王以外の宗室の集を「宗藩」として著錄、以下「中官」「婦女」等と續く、ということである。盧文弨は『千頃目』諸王別集の末に「『黃志』はこの下、周藩奉國將軍安侃等に接す。今この本、後の中官の前に載するは大いに謬てり」と記し、また「宗藩」標目には「もと上の諸王に接す。今、分かちて兩處と作すは大いに謬てり」と記すが、これはやはり『千頃目』が「體裁を失」したものと謂うべきで、盧氏が嚴しく批判するのも宜なるかな、である。(15)

『黃志』は『千頃目』を基礎としてできた、という通說は、『黃志』が『千頃目』に見えぬ書を著錄している、という事實を主要な根據とし、盧文弨がいう『黃志』體例の善も改訂の結果だ、としていた。だが著錄の多寡を言うなら、その數はるかに多いのは『千頃目』であって、通說の主要な根據はもはや成立しない。また『千頃目』の體例が『黃志』より劣るということにしても、實のところそれは、盧文弨が言うほどはっきりしたものではない。盧氏が最も問題とするのは

「郡縣の志はほとんど載せざる所なく、別集は各々その科第の年に就きて以て先後となし、……宗藩と宗室は離して二となす」ということだが、方志を備錄するのが缺點であるかどうか、明人著作の網羅を一義とすれば、評價はむしろ逆になろう。また別集を撰者の科第年によって配列することにしても、それはそれで一つの方法と謂えるのではないか。第一、兩目體例の相違が後人の改編によるものだとすれば、たとえ『黃志』體例の善を認めたとしても、『黃志』の成書が後に在る必然性は無くなろう。『黃志』と『千頃目』は、本當のところどちらが先に在り、どちらが後に在るのか。

三　『明史藝文志』稿から『千頃堂書目』へ

『黃志』『千頃目』兩目成書の先後というのは、兩目の本文を實際に比較してみれば、さほど解決の難しい問題ではない。まず『千頃目』[16]の記述が誤りで『黃志』の方が正しいという異同、卽ち王重民の『黃志』改訂稿說に有利となるような異同、はあるだろうか。ままある。例えば『千頃目』地理類の「劉機海防考……」を『黃志』は「劉畿……」としているが、これは兩目の注にいう「巡撫浙江都御史」から考えて、後者が正しいに違いない。同樣に『千頃目』典故類（『黃志』故事類）「大明會要」注の「凡三十九則、……曰賞賜、曰祥異」、同補元「李好問歷代帝王故事（其目有四、一曰聖慧、二曰孝友、三曰恭儉、四曰聖學、凡百有六篇）又大寶錄、又大寶龜鑑」、政刑類「包澤東川政績」注の「字民望、鄱陽人」、同補元「大元聖政國朝典重」、傳記類「海瑞郭襄毅公家傳」なども、各々『黃志』の「曰賞賜、曰勸賞、曰祥異」、「李好文……」、「鄱縣人」、「……國朝典章」、「郭襄靖……」の方が正しいだろう。

その理由を少し說明しておけば、まず「大明會要」注は「勸賞」がないと「三十九則」にならない。ついで「歷代帝王故事」の撰者だが、これは『元史』李好文傳に「好文又集歷代帝王故事、總百有六篇、一曰聖慧、……二曰孝友、……三曰恭儉、……四曰聖學、……又取古史……治亂興廢爲書、曰大寶錄、又取……爲書、名曰大寶龜鑑」とあるのが確かな證據。もっとも兩目が「歷代帝王故事」を書名として著錄するのは、『元史』による限り、いささか不穩當ではあろう。更

に包澤の籍貫は『題名碑錄』によれば鄞縣、「國朝典章」は元刊本が現存、第一「典重」では義を成すまい。「家傳」はというと、明代に郭姓で襄毅と諡された人は見當らぬ一方、郭襄靖は郭應聘であり、「南京に官たりては海瑞と儉素を敦」く(『明史』本傳)し、卒しては海瑞が傳を書いている(『獻徵錄』四三)ことからして、また兩目とも「家傳」の前は「郭襄靖公行蹟記」であるが、『黃志』の方には「郭應聘」と注してあって、これにより「家傳」の主も明らかになっている、という體例からして、ここは『黃志』の方が正しいに違いない。

『黃志』の方が『千頃目』より優れるという異同は、むろんこれだけで盡きるわけではない。右に擧げたのと同樣の、『千頃目』が誤りで『黃志』が正しい、という正誤の異同もまだあるし、また『千頃目』の記載より『黃志』の方が詳しい、という詳略の異同もいくらかある。例えば『千頃目』の「方孔炤全邊略記十二卷」條は正文のみだが、『黃志』には「崇禎元年、孔炤爲職方郎時所修、首薊門、及居庸、倒馬、紫荊三關、次……、末曰師中表、神勢圖、于明一代邊備爲詳」という七十五字に及ぶ注があるし、また「嚴從簡殊域周咨錄」條でも、『黃志』にのみ「嘉興縣人、嘉靖己未進士」と注される。あるいは典故類の「船政新書四卷」にしても、『黃志』では「倪涷船政新書四卷(字霖仲、上虞人、萬曆甲戌進士、爲南兵部郎時修、後官瓊州知府)」と記されていて、その記載はより周到、詳細になっているのである。固より『黃志』にのみ見られる文字が誤りで、よって『千頃目』がこれを刪去した、というなら兩目の優劣は逆になるわけだが、そういうことは、少なくともこの三例について言えば、ないだろう。「全邊略記」と「周咨錄」の注は、現存する明版、もしくは通行排印本等に照らしてその正しさを確認できるし、「船政新書」の記述にしても、「爲南兵部郎時修」と成書の經緯につき具體的に言及していること、また倪涷が元璐の父であることからして、誤りである可能性は低いだろうからである。

正誤もしくは詳略において、『黃志』の方が『千頃目』より優れる記述は確かにかなりあった。だがこの事實は、『黃志』が『千頃目』に見えぬ書をいくらか著錄しているのと同樣に、ことの半面であるに過ぎない。『千頃目』の誤りと

は、詰まるところ字の誤り、單純な脱文ばかりであった。機と畿、問と文などは形音の近似によってとりわけ誤りやすいものだし、鄱と鄱、重と章などもやはり形音近くして訛った、と見ることができよう。詳略の異同に至っては、もし『黄志』が先に在るとすれば、盧文弨の所謂「小注はまた鈔胥に意に任せて刪減され」た結果と考えて何ら問題あるまい。ところが兩目の異同の中には、『千頃目』の方が優れていて、しかもそれは字の誤りや脱文の結果ではありえぬものが、少なからず存在しているのである。

例えば『黄志』の「南軒續渭南志二册」は、『千頃目』において「南軒渭南志十二卷」となり、同様に「夏時正杭州府志六十四卷（成化中修）」は「……六十三卷（成化十一年修）」、「陳善杭州府志一百卷」の注「萬曆初修」は「萬曆己卯修」、「章懋蘭溪縣志五卷（正德庚午修）」は「章懋鄭錡蘭溪……（弘治癸丑修）」、「廖希賢（賢は乃ち顔字の訛）三關志三册」は「……十卷」、「僧傳燈天台山志二十九卷」は「釋無盡天台山方外志三十卷（字傳燈、衢州僧、萬曆辛丑修）」、「田藝衡西湖游覽志」は「田汝成……」となっているが、この様な異同を傳鈔によって偶然生じたもの、などと考えることは絶對に不可能である。しかもこれらを近年の實査にもとづく目錄と對照してみれば、「渭南志」以外はすべて『千頃目』の方がより正確だと判明するし、「渭南志」にしても祁承㸁の藏した『渭南縣志』十二卷二册はまず南軒纂のそれであろうから、(18)これまた『千頃目』の方が優れていよう。

『黄志』の方が『千頃目』より優れる異同というのは、傳鈔による訛脱が然らしめた差異、と考えうるものばかりであった。だが『千頃目』の記述が『黄志』より優れる諸例はどうか。『千頃目』の正しい記述が、撰者自らの手によって、あるいは別人による傳鈔や妄改によって『黄志』の如くになる、ということが起こりうるであろうか。それはおよそ考えられぬことである。つまり『黄志』改訂稿説はとても成立せず、これはどうしても『黄志』が先に在り、『千頃目』がこれを改訂、增補した、と考えねばならぬのである。なお『千頃目』が後に在るとなれば、『四庫提要』に「欽定『明史』藝文志、頗るこれ（『千頃目』）を採錄す」と云うのもやや道理あるかの如くだが、これは全く無稽の談である。『明史』

藝文志は『明史稿』藝文志を丸寫ししたものに他ならず、その『明史稿』藝文志は、增訂もあるが基本的には『黃志』の節錄に過ぎぬからである。『明史稿』藝文志が『黃志』を襲っていることは、「徐公の舊志」による、という前に見た證言からして、そして何より兩志の一致からして明らかであろう。例えば既述のものでは「杭州府志六十四卷」、「僧傳燈天台山志二十九卷」、「田藝蘅西湖游覽志」、これ以外にも「蔣一驄長安客話」、「張鳴鳳桂故八卷桂勝十四卷」といった『黃志』の誤りが、『明史稿』にはそのまま照錄されているのである。因みに「蔣一驄」は「蔣一葵」の、「桂勝十四卷」は「十六卷」の誤りで、『千頃目』にはいずれも正しく、但し後者にはなぜか「桂故集……桂勝集」と「集」字を加えて、記載されている。

『千頃目』の成書が『黃志』より後に在る、という考證において、これまで引用する所は地理類を主とする史部の範圍に限られていた。これは固より便宜のため、史部が最も對照に便であったからで、子、集部には同樣の結論を導くに足る記述がない、ということでは決してない。例えば別集類に見える兩目異同の若干など、正誤とか詳略ではなく、表現から兩目成書の先後を示しており、いわば補遺として、ここで引いておくに値しよう。それは洪武時の人、練魯、劉明、および李公紀各人條の注に關するもので、『千頃目』の練氏條には「明初徵之、不出」、劉氏條には「明初李文忠聘之、不起」とあるのが、『黃志』ではともに「國初」云々と記されているのである。黃虞稷は崇禎二年生、十六歲で縣學に入ったというから、弘光政權を含めて一年ほど明朝の生員であったわけだが、むろん明の祿を食んだことはないし、その後も別に節を抗くして義を守った、というわけではないだろう(19)。だが、正式には清朝の官僚とならなかった、あるいはなれなかった彼は、康熙二十年代になってもなお、明を「國朝」とする遺民的情緒を何ほどか持ち合わせていた。

『黃志』に見える「國初」なる表現は、黃虞稷という人の、更に敢えて一般化すれば清初江南士人の情緒を傳えているし、また敕撰書の稿本にその樣なことが記されうる、という史館總裁徐乾學周邊の雰圍氣をも傳えていて、いささか目を引くのであるが、これはまた『黃志』が『千頃目』より先に成ったことを示してもいよう。先に私家目錄として編纂した

『千頃目』では「明初」と記したものを、後に志稿とする際わざわざ「國初」と改める、などということは考えがたいからである。もっともこの場合、『千頃目』でももとは「國初」とあったのだが、後に傳鈔者により「明初」と改められた、ということはありえなくもなかろう。ならば李公紀條の注を『黃志』では「龍飛八（至正十九）年、同葉子奇薦起」、『千頃目』では「龍鳳元（至正十五）年……」としているのはどうか。「龍飛」といえば、これまた「國初」と同様の遺民的な書き方であるのに對し、「龍鳳」の方は單なる大宋政權の年號であるし、且つ「龍飛」を「龍鳳」と妄改した上、「八」を「元」と訛ったか改めたかしたことから、事實關係も誤ってしまっている。(20) 更にここで特に葉子奇の名が出てくることだが、これは『黃志』においてこそ自然なのである。というのも、『千頃目』において葉氏の集は李氏のと無關係に著錄されているが、『黃志』では李氏條のその前、つまり李葉二氏の集は並んで著錄されているからである。これまた『千頃目』とは『黃志』が改編されて成ったもの、ということを示す事實であろう。

『千頃目』は『黃志』を訂補していると同時に、傳鈔や改編による有意、無意の訛誤をも少なからず發生させていた。この『千頃目』の誤りについては、すでに兩目を比較した際いくつかの例を見たのであるが、ここでは『黃志』の原本たることが明らかになったのを承け、改めてその中でも關係やや大なるものを取りあげ、もって『黃志』の價値の一端を示しておきたい。かく言うのは『千頃目』儀注類、補金「大金集禮四十卷（明昌六年、禮部尚書張暐等進）」の一條で、これは『四庫提要』にそのまま採用され、また恐らくはその「欽定」の權威が影響して錢大昕『元史藝文志』でも、更には今日の北京圖書館や中央圖書館の善本目においても同樣に著錄されるが、實はこれこそ『千頃目』に誤られたものなのである。

そもそも『大金集禮』という書、その諸舊本はみな撰人名氏を著さず、要するに撰者不明なのであるが、錢大昕によれば、その中では雍字を御名と稱し、しかも明昌以後の事に及ばぬことから見て、これは「必ず大定の世に成」ったものという。(21) では「明昌六年」云々という注は何なのかと言えば、これは『金史』章宗紀二に明昌六年十二月「戊午、禮部尚書

張暐等『大金儀禮』を進む」とあることからして、『大金儀禮』の注であるに違いない。この様な誤りはなぜ生じたのであろう。答えは簡單である。もともと『黃志』には「大金儀禮（明昌六年、禮部尚書張暐等進）／大金集禮四十卷」と記されており、[22]『千頃目』がこのまま照錄しておれば何の問題もなかった。ところが『千頃目』は、「儀禮」一條を經部禮樂類に移しながらその注は削り忘れ、これを誤って次行の「大金集禮」條に繫けてしまったのである。これを毫釐に失えば、謬つに千里を以てす、とはいささか大げさながら、そんな言葉を想い起こさせる一例ではあろう。

四　『千頃堂書目』の成立

『千頃目』というのは『黃志』の增訂版であったが、この增訂が黃虞稷本人によってなされたのでないことは、兩目の樣相、また史館を辭して後の黃氏の行蹟からして、もはや明らかであろう。だいたいこの目錄の「千頃堂」という名、これは本當に黃虞稷の室名なのであろうか。千頃堂に相似た千頃齋という室名、これなら確かに黃虞稷の父、居中の用いたものであった。彼の『千頃齋藏書目錄』六卷は『黃志』にも著錄されるし、錢謙益の「黃氏千頃齋藏書記」[23]も頗る知られた文章である。だがこの千頃齋という室名は、居中だけが用いたものとは考えられないし、その『千頃齋藏書目錄』にしても、ただちに「黃居中撰」とすることは適當でない。

晉江の黃海鶴（居中）先生、……書六萬餘卷を千頃齋に聚め、天下これを稱す。令子兪部……よく父の書を守り、兵火の餘、やや散佚せしめず、且つ萬餘卷を增益す。予、交わりを兪部に定めて後、始めて親しくその四部書目、及び虞山の錢宗伯（謙益）、我が友錢子湘靈（陸燦）の二記を覩るを得たり。……予、兪部を觀るに、人となり湛靜にして精深の思を好み、まさによくその（讀書の）要を得んとすること疑いなし。則ちその千頃齋の中に寢食起處するも、その書の浩博にして折衷する所なきを患えざるや、亦た又何をか疑わん。

かつて計東は黃虞稷よりその「四部書目」、卽ち『千頃齋藏書目錄』を見せてもらった際、これに序してかく述べた。[24]

晉江黄氏の藏書は確かに「天下これを稱」し、錢謙益、錢陸燦や計東の外にも、例えば康熙十八年、萬斯同は「卽今、海内藏書の家、殘編散落すること春花の如し。……ただ聞く白下黄氏の室、また有り吾が鄉范氏の樓。兩家の卷帙、數萬に盈ち、高視また足る一州に覇たるに」と詠い(25)、黄氏と天一閣范氏を藏書故家の典型、碩果僅かに存するものとして並稱している。だが彼らが稱贊したのは黄氏父子の藏書であるし、千頃齋というのも居中一人を指しているのではない。錢謙益の「藏書記」は居中、虞稷「父子の名とこの(兩世の)書」を記すのに千頃齋の名を冠したのであるし、計東は虞稷が「千頃齋の中に寢食起處」すると言った。

千頃齋が虞稷の室名でもあったことは、查愼行や林佶にも證言がある。查氏は康熙五十三年、林同『孝詩』の景鈔本に跋してこう言う、「これ金陵黄氏の千頃齋抄本なり。己丑(己巳、康熙二十八年の訛なるべし)余、都下に客たりて、曾て俞邰の案頭にこれを見たり」と(26)。むろんこの「千頃齋抄本」は黄居中の鈔本であるかもしれないが、それでも查氏にとっては「俞邰の案頭」で見た虞稷の藏本であり、千頃齋を居中だけの室名として用いた、とは到底考えられない。また林佶は康熙五十六年、「近代海内の藏書家」、ここでは國初以來の代表的藏書家として「江南は則ち海虞錢氏の絳雲樓、江寧黄氏の千頃齋、崑山徐氏の傳是樓、浙東西は則ち嘉興朱氏の曝書亭、鄞縣范氏の天一閣、最も著わる」といい(27)、虞稷を稱するに千頃齋を以てしている。つまり當時の人は、居中のみならず虞稷についても千頃齋の名を用いたのであり、千頃堂なる室名が用いられた形跡は一向にない。

もっとも「千頃堂」という文字が、當時の文獻に全く現れてこないかと言えば、實はそうでもない。「常に陪京の客と作り、來りて登る千頃の堂。白頭、故舊を憶わば、遺蹟、滄桑を感ず」とは他ならぬ黄虞稷本人の言、彼が黄宗羲への贈詩中に述べる所で(28)、ここにははっきり千頃堂の三字が用いられているのである。だがこれは、決して虞稷に千頃堂の室名あったことを意味しない。そもそも黄宗羲が「來りて千頃の堂に登」ったのは「滄桑」以前、つまりこの千頃堂は黄居中の藏書處を謂ったものであるし、その堂字も押韻および行文の都合から用いられたに過ぎない。千頃齋の藏書をご覽にな

ったものだというのを、千頃の堂に登ると表現しても、それは全く自然なことであろう。

千頃齋が黄居中、虞稷父子の室名であったように、『千頃齋藏書目錄』は黄居中が「俸を積みて書を購うこと六萬餘卷、虞稷に至りてますます徧ねく祕本を搜し、擴げて八萬餘卷に至」った藏書を著錄したものであった。[29] 計東の藏書目序はそのことを證するであろうし、また朱彝尊が「監丞（居中）銳意書を藏し、手自から抄撮す。仲子虞稷これを繼ぎ、歲に增し月に益し、……著錄すること凡そ八萬册（卷？）」と言っているのも、[30] やはり同樣のことを表していよう。つまり『黄志』に「黄居中千頃齋藏書目錄」と記されるのはむろん誤りではないが、それはいわば「黄居中藏、男虞稷附益並編定」ということを居中一人で代表させたもの、だったわけである。

八萬卷の書を擁する千頃齋の二世主人黄虞稷は、その大藏書家ならではの知識を存分に發揮して『明史藝文志』稿を著し、そしてこの志稿は後人による增補を經た後、『千頃堂書目』として世に流傳した。では黄氏の志稿、『黄志』を增訂し、これに「千頃堂」なる名をつけた後人は誰なのか。恐らく杭世駿である。拜經樓本『千頃目』には杭氏の手跋があってこう云う、

右『千頃堂目』、金陵黄俞邰の輯むる所なり。俞邰は徵されて明史を修め、この書を爲りて以て藝文志の採用に備う。橫雲山人（王鴻緒）宋遼金元四朝を刪去し、その中の十の六、七を刺取して史志となす。史館重ねて修むるも仍りて改めず、俞邰の初旨を失えり。……歲、辛亥（雍正九年）に在り、曝書亭朱氏よりこの本を購い得、亟やかに錄出して以て史官の失を箴しめんとす。說者その迂を咲うこと無きを得んや。戊辰（乾隆十三年）六月一日、舊史杭世駿と。[31]

卽ち杭氏はこの本を朱彝尊の子孫より「購得」し「錄出」した、というのだが、少なくともこの拜經樓本について言えば、これは杭氏が「購得」したものではありえない。この本には曝書亭舊藏を示す藏印や題跋など全くないし、何より鈔寫の年代、內容が、その朱彝尊藏本に非ざることを證すのである。まず鈔寫の年代について言うと、この本の玄、胤字は往々にして末筆を缺き、また貞字を貞、正に改めていたりもする。つまりこの本の文字には明らかに雍正帝諱を避けた

ものがあり、その鈔寫が朱彝尊の卒年、康熙四十八年より後に在ることは確實である。更に言うと、この本の弘字は本字のまま、曆字は曆に作るのを通例とするが、ただ曆數類の本文についてのみは、その曆字の多くを歷もしくは歷とし、また別集類「弘治壬戌科」の弘字も末筆を缺いているように見える。結局この一本、その鈔寫の下限は乾隆初年にまで降るらしく、これはもう杭世駿が「錄出」せしめたものに間違いなし、となるわけである。

また內容であるが、この本は單に朱彝尊藏本を「錄出」しただけでなく、更にそれを改訂增補したものであるに違いない。だいたい拜經樓本は杭氏の所謂『千頃堂目』、我々が普通に知る『千頃堂書目』そのものであって、朱彝尊が藏していた『黃志』とは最初から異なっている。むろん朱氏が『黃志』以外に『千頃目』をも藏していて、それを杭氏が傳錄したというなら話は別であるが、拜經樓本が朱氏藏本を增訂したものであることは、杭氏自らの言に徵して疑いないのである。その杭氏の言とは「黃氏書錄序」の一篇、いわば筆に信せて自藏本に識した題跋とは異なり、より周到な用意の下、正規の作品として書かれた文章、である。

辛酉（辛亥、雍正九年の誤）春、不佞『浙志』（雍正『浙江通志』）經籍を修めんとし、この書を需むこと甚だ亟やかなり。當湖の陸陸堂檢討（奎勳）かつて二冊を携えて來るに、經史ありて子集なし。（乾隆元年春）京師に居るに暨び、句甬の全孝廉（祖望）また五册を携えて示さる。みな史館より錄出し、ただ明人あるのみにして南宋以後の諸公を缺く。蓋し明史のために見を起こし、固より未だ兪部が四代を網羅するの苦心を知らず。ただ神宗の時、張萱、吳大山等、重ねて內閣の目を編み、他書は多く訛闕して信ずべからざるも、獨り地理の一類のみは詳核にして支ならず。兪部は親しくこの書を見たるに、乃ち獨りこれを采用せず、掛漏する所の者、夥頤しきを不可解となす。因りて聞見する所の者を取りてややこれを足成す。一は則ち以て史職の信を考うるに備え、一は則ち以てこの書の缺遺を完うし、且つ兪部を九原に慰めんとせるなり。(32)

雍正九年、杭世駿は『浙江通志』の經籍を分修することになり、そのための資料として黃虞稷の目錄、「黃氏書錄」を

求めた。彼が訪求したこの目錄は史館藏本と同書、卽ち『黃志』であるに相違ないが、志局ないしその總裁である李衞の威光がきいたのであろう、その年のうちにもう朱彝尊舊藏の一本がもたらされた。ただ杭氏によるに、この「黃氏書錄」にはなお缺遺あって、特にその地理類など、『內閣藏書目錄』と對照すれば掛漏おびただしい、のであった。つまり「黃氏書錄」に著錄される方志は、『內閣目』志乘部に著錄する所よりずっと少ないわけである。ここで京大本『黃志』および拜經樓本『千頃目』を適園叢書本『內閣目』と對照してみるに、『黃志』と『內閣目』が共通して著錄する方志は百餘のみ、『內閣目』著錄の方志は約七百種であるから、そのうちの六百種ばかりは『黃志』に著錄されていない。一方、拜經樓本『千頃目』はというと、『內閣目』に見える方志でこちらに著錄されないのは僅かに九部、それもすべて「莫詳編纂姓氏」の書ばかりで、要するに『內閣目』志乘部はすべて拜經樓本に取り込まれている、と謂ってよいだろう。卽ち「黃氏書錄」とはやはり『黃志』のこと、そして拜經樓本『千頃目』は「聞見する所の者を取りてややこれを足成」した增訂本、ということである。

『千頃目』地理類は、『內閣目』に著錄されるものの外、更に千種以上の方志、專志などを增補していた。方志というのが一般にはごく低くしか評價されぬことを考えれば、これは驚くべき數字であり、一人の耳目を以てこれだけの增補をなすというのは、普通に言えば頗る怪しむべきこと、であるかもしれない。だが杭氏は仁和の人であった。この杭州、および浙東の一帶は、前に天一閣、澹生堂、杭氏と相前後しては趙琅、盧址、盧鎬など、方志をも熱心に求めた藏書家を輩出した地方である。彼らは數百ないし千部にも上る方志を收藏していたと傳えられ(33)、こうした藏書、もしくはその藏書目を「聞見」しうるなら、なるほど千種の增補も不可能ではないだろう。杭氏が『黃志』の方志著錄を特に問題とし、大量の增補を行なったことは、彼を取りまく獨特の風氣、方志に對する例外的な關心の高さを考えれば、必ずしも不自然ではない。また地理類に次ぐ大量の增補が見られる別集、やはり正統的な學者、藏書家にはあまり問題とされぬもの、これについても方志への關心から、ある程度は說明がつくだろう。方志への關心というのは近代の掌故に對する關心、とすれば

それは近人別集への關心と結びつくだろうからである。

杭世駿が『黃志』を「黃氏書錄」と稱したのは、恐らく欽定『明史』藝文志の名を避ける、という意圖あってのことであった。吳騫が「道古堂遺文」より錄出した序[34]の末尾には「秦亭老民杭世駿」と署されていて、これは乾隆八年に杭氏が官を免ぜられて後、卽ち『明史』刊行後の作らしいし、また文中に「今のこの志を爲る者」を批判していることからすれば、少なくとも杭氏は『明志』の內容を知っていた。だが『明志』と同名の『黃志』が「黃氏の書錄」と呼ばれたことは理解できるとしても、その增訂本を杭氏はなぜ『千頃堂目』と稱したのであろう。また彼はなぜ自らの增訂につき何も言わず、ただ「金陵黃俞邰の輯むる所」とのみ言ったのであろう。確かな理由は分からない。ただ杭氏の『千頃目』跋は『黃志』を念頭に置いてのものであったろうし、またその「千頃堂目」という名も、單に黃虞稷の目錄という意に過ぎなかったろう。黃氏の室名は千頃齋であったが、『千頃齋目』といえば黃氏父子の家藏書目を謂うことになるし、また黃氏自らも「千頃の堂に登る」と言ったことがあるように、千頃齋を千頃堂と言い換えたところで、それ自體は特に誤りというほどのことではない。しかしこの「千頃堂目」の名は、杭氏增訂本が傳錄されていく中で一個の獨立した書名となり、分卷までされて『千頃堂書目』三十二卷となった。

拜經樓本『千頃目』はもともと書名なく、というか少なくとも書名を明示せず、不分卷でもあった。むろん今の拜經樓本には、目錄の首に「千頃堂書目／溫陵黃虞稷俞邰輯」とあり、每卷首にも「千頃堂書目卷之幾」と記されてはいる。だがそれは俱に、吳騫が盧文弨本によって補ったものなのである。吳氏は杭本より盧本の方が「書旣に詳しきを加え、且つ序目多し」と言っているし、本文についてもその最初、「千頃堂書目卷之一」の下に「每卷の首この條を列ぬるは、俱に盧本より增す」と記し、はっきりこの一行が本來のものでないことを斷っている。實際、每卷の首行が後補であることは、まず見た目にもそれと知れようし、またここだけが半葉十行になっている、ということからも明らかであろう。この本は每半葉九行で寫されているのに、卷頭だけは書名卷數の一行を補ったため十行になり、更には上、中、下に分かれて

いる地理類など、その中、下は「地理類中（下）」の一行も新たに補わねばならなかったため、竟に十一行となっているのである。

盧文弨が傳錄した『千頃目』は、固より杭世駿の增訂本ではあったろうが、吳氏が得た本そのものではなく、拜經樓本の形にまとめられたものに、更に杭氏が少許の增補を加えた別本であったようである。というのも拜經樓本卷十七、洪武別集の末、汪思敬條の後に吳氏は、まず『黃志』にある詹俊の一條を補い、次いで梁時以下十一條を追記した上、梁時條の上に「以下俱杭補」という眉批を加えているからである。詹氏の一條は、盧氏が『黃志』によって自藏本に校補したものの轉錄と考えるのが當然、ならば同時に追記されている「以下俱杭補」の十一條も、やはり盧本に據るものとなろう。つまり盧氏が見た本には「杭補」、杭世駿の增補という意に相違ない、の諸條がはっきりそれと分かる形で記されていた、ということである。拜經樓本に見える「杭補」は、梁時以下の諸條を除けば卷八、「張橋泉河志」條の眉批に「張橋後、杭又補泉河紀略八卷、不著姓氏、豈卽張純書、杭重補之耶、俟□」とあるもののみで、これを含めてもごく僅かであるが、とにかくそれは、杭氏のもとに拜經樓本とは別の一本があり、それから盧本が出た、ということを推定させよう。

『千頃目』は杭世駿から盧文弨に至るどこかの段階で、本來はなかった書名が加えられ、三十二卷に分卷された。そしてこの『千頃堂書目』三十二卷という形は、拜經樓本や他の本に傳えられ、更には浙江巡撫の採進を經て『四庫全書』にも傳えられ、一般に定着したのである。だがこれら諸本『千頃目』は、今日利用しうる最古本、ないしは祖本と謂ってもよいであろう拜經樓本においてさえ、『黃志』を改編し寫定する過程で、すでにかなりの訛脫を發生させていた。つまり明一代の藝文を志した目錄として、『千頃目』の瑕は固より瑜を掩わぬではあろうが、その瑕をより少なくするには、殘本『黃志』および拜經樓本に過錄された盧校の參照が求められ、更には自らの知見による訂補が必要となるわけである。

ここで遺憾なのは、一九九〇年、上海古籍出版社より印行された新校本『千頃堂書目』が、瞿鳳起、潘景鄭という大家の手になるものでありながら、期待された成果をあげていない、と言わねばならぬことである。この新校本は『適園叢

書』修訂本を底本とし、知不足齋本に盧・吳二氏の校語を過錄したものなどを以て校訂したというが、實際の所その校訂は、何を基本としどの範圍で出校しているのか、必ずしも明らかでない。この本は往々吳校や『明志』、あるいは何に據ったか不明のまま、それと明示せずに徑ちに本文を改めているし、また中にはせっかく『千頃目』が訂正した『黃志』の誤りを、盧校によって改回してしまった例も見られるのである。完璧な校訂、などというのは修辭上だけの話ではあろうが、それにしてもこの新校本が人の意に滿たぬのは、何とも殘念なことであるに違いない。

註

（1）莫氏『宋元舊本書經眼錄』附錄一、新編事文類聚翰墨全書に「此書……諸家書目、唯黃虞稷明史藝文志稿有之、當亦見千頃堂書目」と云い、これによれば莫氏は『黃志』を見ていたようである。

（2）『國學季刊』七―一、今は王氏『中國目錄學史論叢』（中華書局、一九八四）による。

（3）實際に讀みえたものは張明華「千頃堂書目的源流」（『文史』第二十輯、中華書局、一九八三）、同氏「黃虞稷和他的千頃堂書目」（『學林漫錄』九集、中華書局、一九八四）の二篇、および嚴佐之『近三百年古籍目錄學要』（華東師範大學出版、一九九四）の『千頃堂書目』の項だけである。この外、周駿富「明史藝文志淵源考」（『圖書館學報』八、一九六七）があるというが未見。

（4）臺北國立中央圖書館見藏。その內容は美國國會圖書館攝影北平圖書館善本膠片によって見ることができるが、より簡單には王振聲轉錄盧校本を用いた瞿鳳起、潘景鄭同校『千頃堂書目』（上海古籍出版社、一九九〇）によってもよい。但し新校本の盧校は轉錄であるため、必ずしも十分にはその面目を傳えていない。

（5）ここは王氏の引文に從っているが、その據る所の適園本には「本元禮部員外郎、……後宣德中、歷官雲南左布政使司」とあり、本來は「宣德中」の上に「後」字がある。また適園本の「司」字は註（4）の拜經樓本、および『經義考』一一二引黃說、註（6）の『十駕齋養新錄』引『千頃目』に據って刪った。なお「本元」「宣德中」も後二者は各々「仕元爲」「宣德初」に作る。

（6）錢大昕『十駕齋養新錄』十四、元藝文志の條に「曾堅詩義大鳴集（當作錄、錢氏『元史藝文志』不誤）、黃目（『千頃目』）列于明人、……此大誤也、按（御定）四朝詩、堅字子白、臨川人、至正甲午進士、官至翰林直學士、……黃以吳興同姓名者當之、失之遠矣」と云う。

（7）吳氏『愚谷文存』四、重校千頃堂書目跋。もと拜經樓本

『千頃目』巻末、また新校本巻末にも附錄。

(8) 「簡解黄虞稷『千頃堂書目』標點校勘本」。註(3)の張明華一九八四年論文、および嚴著に引用される所による。

(9) 黄氏の事蹟については乾隆『泉州府志』五五、本傳による。また黄氏が北京を去ったのが康熙二十九年二月であったことは、『清史列傳』十、徐乾學傳、および査愼行『敬業堂集』十一、奉送玉峯尚書徐公南歸五十韻、同、題壁集引、を參照。

(10) 『清史稿』五八、地理五、『世宗實錄』三年八月癸酉。

(11) 康熙中の避諱規定については王弘撰『山志』の凡例（康熙三七年以後の作）に、また雍正帝が諱字を頒行しなかったらしいことは文廷式『純常子枝語』二三による。その他、詳しくは拙稿「舊書筆記四」（『鹽風』三〇、一九九四）新刻四書主意聖脈傳燈の條を參照。

(12) 劉承幹『明史例案』七、楊農先（椿）再上明鑑綱目館總裁書、同九、王横雲（鴻緒）進呈明史稿疏。

(13) 殷氏の籍貫、登第年については朱保烱、謝沛霖同編『明清進士題名碑錄索引』（上海古籍出版社、一九八〇）による。また唐氏の書は錢大昕『元史藝文志』にも京大本『黄志』と同樣に著錄される。

(14) 適園叢書本は「陳繼儒寶顏堂祕笈」（『黄志』著錄）についても子目を記すが、拜經樓本、四庫全書本は叢書名のみである。『祕笈』は『文獻彙編』等と異なりいくらもあるもので、この點から言っても適園本の記載は後人の追補であろう。

(15) 拜經樓本に過錄する盧氏批語。「失體裁」は盧氏『抱經堂文集』七、題明史藝文志稿の『千頃目』評。

(16) 本稿で用いた『千頃目』は拜經樓本、四庫全書本、適園叢書（未修訂）本の三本だが、特に注を加えるとか某本と言わない場合は、すべて前二者に異同がないものである。なお後出の本である適園本は、前二者に比べて明らかに本文價値が劣り、この本だけに見られる異同をここで問題にする必要はない。

(17) 拜經樓本による。四庫本はこの條を脫し、適園本は「嚴從諫」と誤る。

(18) 『瀋生堂書目』五による。この祁氏藏本であるが、天啓增修本は十六卷だし、萬曆志の前の嘉靖志は十八卷、且つ祁氏の藏する方志に正德以前の舊志と認められるものはほとんどなく、よってこれはまず萬曆志と考えられる。

(19) 乾隆『泉州府志』五五、本傳。

(20) 錢謙益『列朝詩集』甲集の葉子奇小傳によれば、「王師入處、子奇上書總制孫炎、……用薦主巴陵簿」というが、朱元璋の軍が處州を陷れたのは至正十九年、また朱元璋がはじめて事を起こしたのは至正十二年（『明史』太祖紀一）、つまりこの年がちょうど「龍飛八年」となるわけである。

(21) 『潛研堂文集』二八、跋大金集禮。

(22) これは『黄志』に據って輯錄した盧文弨『補遼金元藝文志』も同樣である。

(23) 『牧齋有學集』二六。

(24) 『改亭集』二、千頃齋藏書目序「晉江黄海鶴先生……聚書

六萬餘卷於千頃齋、天下稱之、令子兪邰……能守父書、兵火之餘、不稍散佚、且增益萬餘卷、予定交兪邰後、始得親覩其四部書目、及虞山錢宗伯、我友錢子湘靈二記、……予觀兪邰、爲人湛靜而好精深之思、將能得其要無疑矣、則其寢食起處乎千頃齋之中、不患其書之浩博無所折衷也、亦又何疑焉」。

(25) 『石園文集』一、傳是樓藏書歌。

(26) 葉昌熾『緣督廬日記鈔』四、丙戌正月初十「訪翼甫、見…林同孝詩影抄本、有查悔餘跋云、此金陵黃氏千頃齋抄本、己丑、余客都下、曾於兪邰案頭見之、今歸玉峯（徐乾學）季子、甲午九月借抄畢、坿識、初白翁」。なお跋中の「己丑」は順治六年もしくは康熙四八年に當たるが、前者であれば查氏はまだ北京に行っておらず、後者なら黃虞稷は卒して久しい。陳敬璋『查他山先生年譜』によれば、查氏は康熙二三年より二九年まで在都といい、この「己丑」は「己巳」の誤りであろう。丑と巳は形近く、查跋を逐錄した葉氏、あるいは『日記抄』の輯者王季烈、更には印行の際の手民がこれを誤ったとしても、特に不思議ではない。

(27) 『國立中央圖書館善本序跋集錄（史部）』（同館、一九九三）舊鈔本天一閣書目條の林佶跋。

(28) 黃宗羲『南雷詩曆』四、次族姪兪邰太史見贈韻に附錄される原詩の第三首。

(29) 註(19)に同じ。

(30) 『靜志居詩話』十五、黃居中。

(31) 「右千頃堂目、金陵黃兪邰所輯、兪邰徵修明史、爲此書以備藝文志採用、橫雲山人刪去宋遼金元四朝、剌取其中十之六七爲史志、史館重修、仍而不改、失兪邰初旨矣、……歲在辛亥、從曝書亭朱氏購得此本、亟錄出以簡史官之失、說者得無哂其迂乎、戊辰六月一日、舊史杭世駿」。なおこの跋は新校本『千頃目』にも附錄されているが、過錄本によったためか、僅かながら文字に異同が生じている。

(32) 『道古堂文集』六、「辛酉春、不佞修浙志經籍、需此書甚亟、當湖陸陸堂檢討嘗携二冊來、有經史而無子集、暨居京師、句甬全孝廉復携五冊見示、皆從史館錄出、祇有明人而缺南宋以後諸公、蓋爲明史起見、固未知兪邰網羅四代之苦心矣、第神宗時、張萱、吳大山等重編內閣之目、他書多訛闕不可信、獨地理一類、詳核不支、兪邰親見此書、乃獨不之采用、所掛漏者夥頤爲不可解、因取所聞見者稍足成之、一則以備史職之考信、一則以完此書之缺遺、且慰兪邰於九原也」。この引文冒頭の「辛酉」、拜經樓本卷首に「道古堂遺文」より錄出された一篇では「辛未」に作るが、いずれにせよ雍正にその様な歲はない。杭氏が雍正『浙志』纂修に與ったのは、『文集』六、兩浙經籍志序によれば「雍正辛亥春」のこと、卽ちここの辛酉ないし辛未は辛亥の誤りである。なお辛酉が辛亥の誤りであることは、註(2)王重民論文がすでに指摘している。また「暨居京師」だが、蔣天樞『全謝山先生年譜』（商務印書館、一九三二）引杭氏『詞科餘錄』によれば、杭氏は「以丙辰正月晦抵都」で、しかも全氏はこの年二月に進士となっており、よって「全孝廉」云々は乾隆元年春のことと定められよう。

(33) 拙稿「方志の位置」（『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』、

汲古書院、一九九〇）参照。

（34）　註(32)で述べた拜經樓本巻首の一篇がこれで、巻末、乾隆四十年の吳氏手跋に「借錢塘盧抱經先生金陵新校本勘補、……未幾讀道古堂遺文、又得黃氏書錄序一篇、遂亟錄之」と云う通りである。また所謂「道古堂遺文」であるが、吳氏がこれを讀んだのは乾隆四十年以前、一方『文集』の開彫は四十年らしいこと、そして何より文集本と遺文本の「序」に僅かながらも異同のあることからして、これは刊本『文集』とは異なる姿の鈔本文稿であろう。